

＜介護保険の各種加算の利用料金＞

各種加算内容	算定回数等	単位数	利用総額 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
緊急時訪問看護加算Ⅱ	月1回	574	5,860	586	1,172	1,758
特別管理加算Ⅰ	月1回	500	5,105	511	1,021	1,532
特別管理加算Ⅱ	月1回	250	2,552	256	511	766
複数名訪問加算Ⅰ	30分以内	254	2,593	260	519	778
	30分以上	402	4,104	411	821	1,232
複数名訪問加算Ⅱ	30分以内	201	2,052	206	411	616
	30分以上	317	3,236	324	648	971
専門管理加算	月1回	250	2,552	256	511	766
ターミナルケア加算	亡くなられた月	2,500	25,525	2,553	5,105	7,658
初回加算Ⅰ		350	3,573	358	715	1,072
初回加算Ⅱ		300	3,063	307	613	919
退院時共同指導加算		600	6,126	613	1,226	1,838
看護・介護職員連携強化加算		250	2,552	256	511	766

＜自費となる別途料金＞

- 特別管理加算の算定されない利用者で、主治の医師が必要と認めない場合の退院・退所当日の訪問は、保険給付対象ではありませんので実費となります。また、入院・入所中の外泊時の訪問も実費になり、下記の料金をいただきます。

退院日、外泊時間訪問	退院時や外泊時の訪問(1回毎)	3,000円(税別)
------------	-----------------	------------

エンゼルケア	整容・保清・処置など	10,000円(税別)
--------	------------	-------------

＜介護保険対象となる訪問看護の利用料金＞

訪問看護内容	サービスに 要する時間	単位	利用総額(円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
訪問看護 I 1	20分未満	314	3,205	321	641	962
訪問看護 I 夜間・早朝		393	4,012	401	803	1,204
訪問看護 I 深夜		471	4,808	481	962	1,443
訪問看護 I 2	30分未満	471	4,808	481	962	1,443
訪問看護 I 2 夜間・早朝		589	6,013	601	1,203	1,804
訪問看護 I 2 深夜		707	7,218	722	1,444	2,166
訪問看護 I 3	30分以上 1時間未満	823	8,402	841	1,681	2,521
訪問看護 I 3 夜間・早朝		1,029	10,506	1,051	2,101	3,152
訪問看護 I 3 深夜		1,235	12,609	1,261	2,522	3,783
訪問看護 I 4	1時間以上 1時間半未満	1,128	11,516	1,152	2,304	3,455
訪問看護 I 4 夜間・早朝		1,410	14,396	1,440	2,879	4,319
訪問看護 I 4 深夜		1,692	17,275	1,728	3,455	5,183

※夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増となります。

※深夜(22:00～翌朝6:00)の場合、所定単位数の50%増となります。

※サービス費合計については、円位未満の処理方法により、実際の請求額と料金表が異なる場合があります。

※1時間半以上のサービスをご希望される場合は、ご相談ください。他サービス(自費)をご紹介します。

＜予防介護保険の各種加算の利用料金＞

各種加算内容	算定回数等	単位数	利用総額 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
介護予防) 緊急時訪問看護加算Ⅱ	月1回	574	5,860	586	1,172	1,758
介護予防)特別管理加算Ⅰ	月1回	500	5,105	511	1,021	1,532
介護予防)特別管理加算Ⅱ	月1回	250	2,552	256	511	766
介護予防)複数名訪問加算Ⅰ	30分以内	254	2,593	260	519	778
	30分以上	402	4,104	411	821	1,232
介護予防)複数名訪問加算Ⅱ	30分以内	201	2,052	206	411	616
	30分以上	317	3,236	324	648	971
専門管理加算（月1回）		250	2,552	256	511	766
介護予防)初回加算Ⅰ		350	3,573	358	715	1,072
介護予防)初回加算Ⅱ		300	3,063	307	613	919
介護予防)退院時共同指導加算		600	6,126	613	1,226	1,838

＜自費となる別途料金＞

- 特別管理加算の算定されない利用者で、主治の医師が必要と認めない場合の退院・退所当日の訪問は、保険給付対象ではありませんので実費となります。また、入院・入所中の外泊時の訪問も実費になり、下記の料金をいただきます。

退院日、外泊時間訪問	退院時や外泊時の（訪問1回毎に）	3,000円（税別）
------------	------------------	------------

＜介護予防訪問看護の対象となる訪問看護の利用料金＞

訪問看護内容	サービスに 要する時間	単位数	利用総額 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
介護予防訪問看護Ⅰ 1	20分未満	303	3,093	310	619	928
介護予防訪問看護Ⅰ 1 夜間・早朝		379	3,870	387	774	1,161
介護予防訪問看護Ⅰ 1 深夜		455	4,646	465	929	1,394
介護予防訪問看護Ⅰ 2	30分未満	451	4,604	461	921	1,382
介護予防訪問看護Ⅰ 2 夜間・早朝		564	5,758	576	1,152	1,728
介護予防訪問看護Ⅰ 2 深夜		677	6,912	691	1,382	2,074
介護予防訪問看護Ⅰ 3	30分以上 1時間未満	794	8,106	811	1,622	2,432
介護予防訪問看護Ⅰ 3 夜間・早朝		993	10,138	1,014	2,028	3,042
介護予防訪問看護Ⅰ 3 深夜		1,191	12,160	1,216	2,432	3,648
介護予防訪問看護Ⅰ 4	1時間以上 1時間半未満	1,090	11,128	1,113	2,226	3,339
介護予防訪問看護Ⅰ 4 夜間・早朝		1,363	13,916	1,392	2,783	4,175
介護予防訪問看護Ⅰ 4 深夜		1,635	16,693	1,669	3,339	5,008

※夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00)の場合、所定単位数の25%増となります。

※深夜(22:00～翌朝6:00)の場合、所定単位数の50%増となります。

※サービス費合計については、円位未満の処理方法により、実際の請求額と料金表が異なる場合があります。

※1時間半以上のサービスをご希望される場合は、ご相談ください。他サービス(自費)をご紹介します。

緊急時訪問看護加算Ⅱ	あらかじめ契約しサービス計画に登録された方に対し、夜間・休日を含めた緊急時の相談と訪問の体制があることで算定できる加算のため、月1回算定します。介護保険の支給限度額には含まれません。 ※ 同月、2回目以降の緊急訪問がある場合は、訪問する時間帯に応じて夜間・早朝、深夜の加算も算定します。
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行うことで算定できる加算で、以下に該当する場合に月1回算定します。介護保険の支給限度額には含まれません。 ☐ 在宅麻薬等注射指導管理 ☐ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ☐ 在宅強心剤持続投与指導管理 ☐ 在宅気管切開患者指導加算 ☐ 気管カニューレの使用 ☐ 留置カテーテルの使用
特別管理加算Ⅱ	特別な管理を必要とする方に対して計画的な管理を行うことで算定できる加算で、以下に該当する場合に月1回算定します。介護保険の支給限度額には含まれません。 ☐ 在宅自己腹膜灌流指導管理 ☐ 在宅血液透析指導管理 ☐ 在宅酸素療法指導管理 ☐ 在宅中心静脈栄養法指導管理 ☐ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ☐ 在宅自己導尿指導管理 ☐ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ☐ 在宅自己疼痛管理指導管理 ☐ 在宅肺高血圧症患者指導管理 ☐ 人工肛門、人工膀胱の造設 ☐ 真皮を越える褥瘡 ☐ 週3日以上点滴注射
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18:00～22:00)・早朝(6:00～8:00)で、利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合に、1日1回ずつ算定します。
深夜訪問看護加算	深夜(22:00～翌朝6:00)で、利用者の求めに応じて訪問看護を行った場合に、1日1回ずつ算定します。
初回加算Ⅰ	訪問看護の初回利用時または過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合、予防訪問看護から訪問看護に変更、訪問看護から予防訪問看護に変更となる

	た場合で、病院や施設から在宅に移行した当日に初回の訪問看護を実施した場合に算定します。
初回加算Ⅱ	訪問看護の初回利用時または過去2か月において訪問看護の提供を受けていない場合、予防訪問看護から訪問看護に変更、訪問看護から予防訪問看護に変更となった場合で、病院や施設から在宅に移行した翌日以降に初回の訪問看護を実施した場合に算定できる加算です。
退院時共同指導加算	病院等から退院(もしくは退所)する方に対し、入院(もしくは入所)していた病院等のスタッフと協働で指導を行った場合に算定できる加算で、以下に該当する場合、初回の訪問看護サービス提供日に算定します。 □ 病院等から退院(もしくは退所)する利用者に対し、入院(もしくは入所)していた病院等のスタッフと協働で指導を行った場合 □ 退院時共同指導の内容を文書によって提供した場合 □ 退院(もしくは退所)後に訪問看護サービスを実施した場合 □ 退院時共同指導の内容を訪問看護記録書に記録している場合
看護・介護職員 連帯強化加算	訪問看護ステーション等が、喀痰吸引等を行う「登録特定行為事業者」として登録している訪問介護事業所と連携し、訪問介護員が喀痰吸引等を実施することを支援することで算定できる加算です。
複数名訪問加算Ⅰ	同時に2人の看護師等が訪問看護を実施した場合で、以下に該当する場合に算定します。 □ 身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難な場合 □ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 □ その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合
複数名訪問加算Ⅱ	看護師と看護補助者が同時に2人で訪問看護を実施した場合で、以下に該当する場合に算定します。 □ 身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難な場合

	□ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 □ その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる場合
専門管理加算	□ 専門的な研修(緩和ケア)を受けた看護師が、サービス提供に関して計画的な管理を行った場合
ターミナルケア加算 (要介護の方のみが対象となります。)	ターミナルケアを行うことで算定できる加算で、以下に該当する場合に算定します。介護保険の支給限度額には含まれません。 □ 死亡日、死亡日前14日間以内に2日以上訪問し、ターミナルケアを行っている場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で亡くなった場合も含む) □ ターミナルケアを受ける方へ24時間連絡、訪問看護が出来る体制がある場合 □ かかりつけ医と連携を図り、ターミナルケアに関する計画や体制について、利用者、家族に対して十分な説明を行い、合意を得ている場合 □ ターミナルケアを行うにあたって、利用者の身体状況の変化等を必要な記録に残している場合 □ 厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を踏まえて、利用者の意思決定を基本とした医療やケアをチームで行っている場合